# 令和８年度　新潟県次世代型太陽電池用途開発等実証支援事業補助金
# 公募要領（二次募集）

## １　目的

本県における次世代型太陽電池の早期導入に向け、県内事業者の次世代型太陽電池産業への参入を促進するため、県内事業者の創意工夫による次世代型太陽電池の新たな用途開発や施工方法の実証事業を支援するための補助金を交付します。

## ２　補助対象者

「３　公募する用途開発等実証事業」を実施する県内に事業所を有する者であって、新潟県次世代型太陽電池用途開発等実証支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第２条第２号に掲げる事項のいずれにも該当しない者

※ 上記要件を満たす複数事業者での共同申請も可とするが、その際は代表者を決め、本募集に係る申請その他の必要な手続きは代表者が行うこと。なお、県内に事業所を有する者以外を実施体制に含めることは差し支えない。

## ３　公募する用途開発等実証事業

補助金の交付を希望する事業者は公募期間中に事業計画書を県に提出してください。なお、事業は次の要件をすべて満たす事業とします。

(1) 次世代型太陽電池の特徴を活かして、建材一体型太陽電池や太陽電池の車載等の新たな用途の開発を行う事業や、耐荷重性の低い屋根や曲面、壁面等、これまで設置が困難であった場所への次世代型太陽電池の設置・施工方法の実証を行う事業であること。

(2) 次世代型太陽電池産業への参入を見据えたものであること。

(3) 令和11年３月末日までに完了するものであること。

## ４　補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は「３　公募する用途開発等実証事業」の一環として、次世代型太陽電池を用いて行う試作品等の製造や、次世代型太陽電池を設置する事業とし、令和９年２月末日までに完了するものとします。

## 5　補助対象経費

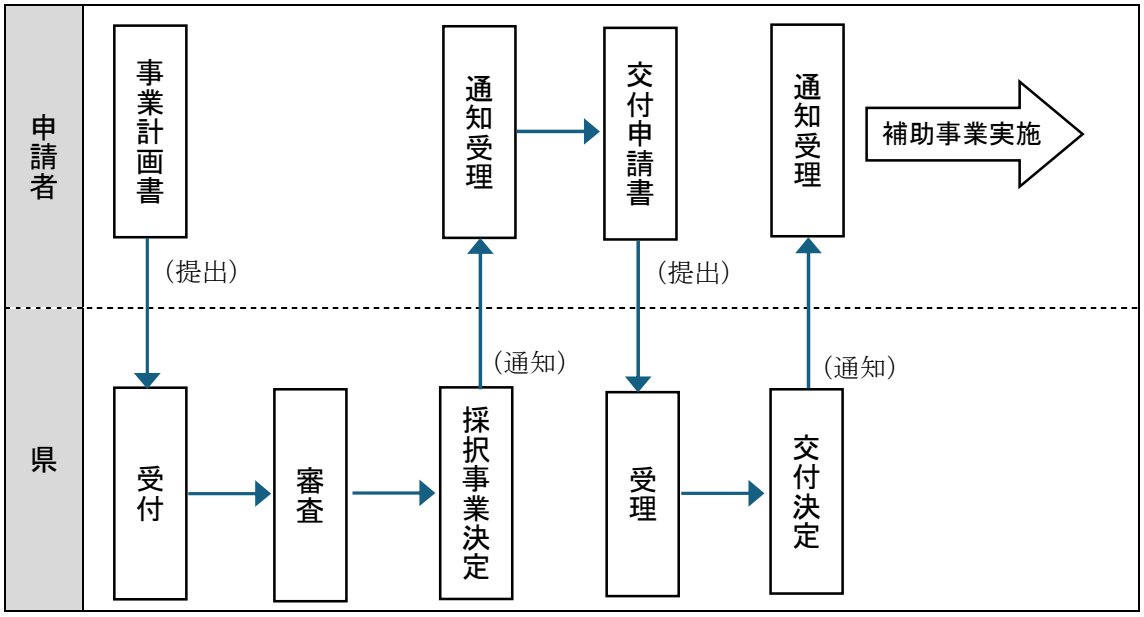
| 経費区分 | 内　　容 |
|---|---|
| 設計費 | ・用途開発等実証事業に係る設計に要する経費 |
| 設備費 | ・対象設備等の購入、製造等に要する経費<br>※ 土地の取得及び賃借に係る費用は除く。 |
| 工事費 | ・補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する経費<br>※ 建屋については補助対象外とする。<br>※ 既存構築物及び設備の撤去費は補助対象外とする。<br>※ 土地造成、整地及び地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。 |
| その他経費 | ・補助事業を行うために直接必要なその他の経費<br>※ 電力会社との工事費負担金は補助対象外とする。 |

## 6　補助率及び補助上限額

○ 補　助　率：補助対象経費の２分の１以内
○ 補助上限額：300万円（1,000円未満切り捨て）
○ 予 定 件 数：２件程度
※ 採択事業数に応じて、予算の範囲内で配分して交付します。

## 7　スケジュール等

(1) 交付決定までの流れ



(2) スケジュール

| | |
|---|---|
| 募集期間 | 令和８年10月30日(金) ～11月20日(金)まで |
| 審査 | 令和８年11月下旬 |
| 採択事業の決定・通知 | 令和８年12月上旬 |
| 交付申請・交付決定 | 令和８年12月上旬 |
| 補助事業の完了 | 令和９年２月末日まで |
| 補助事業の実績報告 | 補助事業完了後30日以内又は令和９年２月末日のいずれか早い日まで |
| 補助金額の確定・交付 | 実績確認後 |
| 用途開発等実証事業の完了 | 令和11年３月31日（金）まで |
| 用途開発等実証事業の結果報告 | 用途開発等実証事業完了後30日以内又は令和11年４月20日（火）のいずれか早い日まで |

## ８　申請方法

(1) 用途開発等実証事業計画書の提出

交付要綱第５条で定める事業計画書を電子データ（添付ファイルも含め資料一式をPDFファイルにしたもの）で提出してください。

(2) 募集期間

令和８年10月30日（金）から11月20日（金）まで

(3) 提出方法

電子メール

※ 受付は最終日の23時59分までとします。

※ ファイルサイズは10MB以下にして送信してください（10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送信してください）。

(4) 提出先

新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

E-mail：ngt030310@pref.niigata.lg.jp

電　話：025-280-5150

## ９　選定方法

提出された事業計画書の内容について、次の審査基準に基づき審査を行い、採択事業を決定します。（必要に応じヒアリングを実施します。）

**【審査基準】**

| | |
|---|---|
| 必須要件 | ・提出書類に不備・不足がないか<br>・県内事業者による申請となっているか（県内に事業所を有する者以外を実施体制に含めることは差し支えないものとする）<br>・用途開発等実証事業の内容が目的に合致しているか<br>・用途開発等実証事業が期間内に実現可能な内容となっており、かつ、適正な実施体制が確保されているか。<br>・次世代型太陽電池産業への参入に向けたスケジュール等が明確になっているか |

| | |
|---|---|
| 事業効果 | ・用途開発等実証事業で得られる結果が、市場のニーズ、施工現場、豪雪地帯等の課題解決に対応しているか<br>・先進的な国産技術や手法を用いるなどの創意工夫が見られるか。<br>・本県における次世代型太陽電池の社会実装への貢献が期待できるか。<br>・用途開発等実証事業の場所や期間について、十分な効果が得られるよう設定されているか<br>・用途開発等実証事業が県民や事業者への次世代型太陽電池の有効性等のPRにつながるか |

## 10　留意事項等

○ 本補助金の交付等については、本要領に定めるほか、交付要綱、新潟県補助金等交付規則に定めるところによります。

○ 補助事業者は次に掲げる県が行う情報発信等に協力いただきます。

・県が作成する広報媒体やホームページ等での用途開発等実証事業の紹介

・県が行うセミナー等での用途開発等実証事業の発表　など

○ 用途開発等実証事業の実施にあたり、他者が所有する施設を使用する場合は、事業計画書の提出までに、施設の管理者等に対し、補助金の交付決定を受けた場合に用途開発等実証事業を実施することについて了承を得てください。

○ 用途開発等実証事業終了後の次世代型太陽電池等の設備の取扱い（撤去等）についての定めは設けませんが、あらかじめ調整し事業計画書に記載してください。

○ 用途開発等実証事業の実施に際して必要となる各種手続き等（施設に次世代型太陽電池を設置する際に必要となる建築基準法や消防法に関する手続き等）については、原則、事業者において実施してください。

○ 県の他の補助金との併用は、原則、できません。また、国庫支出金や市町村の補助金の交付等を受けている場合の本補助金の取扱いについては、８(4)の問い合わせ先までお問い合わせください。

○ 用途開発等実証事業の実施にあたり発生した事故やトラブル等について、県では一切の責任を負いません。